

子ども医療・乳幼児医療、ひとり親家庭医療の更新について

閏町民福祉課 福祉係 ☎ 52-5810

■子ども医療費助成（小学校1年生～中学校3年生）の所得制限を8月1日から撤廃します

令和3年に所得超過で非該当になった世帯には、案内および申請書を5月上旬に送付しています。案内が届いていない世帯の人は、町民福祉課までお問い合わせください。令和3年度該当された世帯は自動更新を行います。

■乳幼児（0歳～6歳）の更新について

令和元年度より乳幼児医療費助成制度の更新は自動更新を行っていますので、すでに登録をしている人は所得判定を行い、また、令和4年度の所得状況が確認できない人は、別途案内を送付します。

◇受付期間 随時受付

午前8時30分～午後5時15分
(土日・祝日を除く)

◇必要なもの（新規申請のみ）

健康保険証(子どもの名前が記載されているもの)

※子ども医療・乳幼児医療助成受給者証は7月末ごろに送付します。

■ひとり親家庭医療費助成の更新および新規申請

対象の世帯には申請書を送付します。受付期間内に町民福祉課（1階③④窓口）にて更新手続きをしてください。

◇受付期間 7月11日（月）～7月29日（金）

午前8時30分～午後5時15分
(土日・祝日を除く)

◇必要なもの

助成対象者全員の健康保険証

■『乳幼児・子ども医療制度』とは

0歳～中学3年生までのお子さんの医療費の一部を助成する制度です。

■『ひとり親家庭医療制度』とは

18歳までのお子さんを養育するひとり親世帯の父・母・養育者とお子さんの医療費の一部を助成する制度です。

所得要件や世帯要件、配偶者との死別や災害・失業・疾病などによる特例があります。詳細はお問い合わせください。

【所得要件】

世帯の令和4年度の市町村民税均等割が非課税の世帯が対象。ただし、中学生以下の子どもが1人いる場合は1万9,800円、16歳～18歳の子どもが1人いる場合は7,200円を父・母・養育者の所得判定額に加算し判定。

児童扶養手当受給者の現況届について

8月は『児童扶養手当現況届』の提出月です。

ひとり親家庭などで現在児童扶養手当を受給している人に現況届の案内をお送りします。現況届は8月1日現在の状況や前年の所得などを確認し、受給資格を審査するものです。

受付期間内に手続きを済まされないと11月以降の手当の支払いが受けられない場合がありますのでご注意ください。

※なお、前年度の現況届が未提出の人は、令和4年度分と併せて早急に提出してください。

◇受付期間 8月1日（月）～31日（水）

午前8時30分～午後5時15分(土日・祝日を除く)

◇受付場所・問合せ先

町民福祉課児童係（1階③窓口）☎ 52-5810